

○経済産業省告示第百二十一号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号ハの規定に基づき、平成二十年経済産業省告示第百八十七号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合）の一部を次の表のように改正する。

令和七年八月十八日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>一〇五（略）</p> <p>六 自衛隊法第百条の人に基づく自衛隊が締約国の軍隊に対して役務の提供を行う場合</p>	<p>一〇五（略）</p> <p>六 自衛隊法第百条の人に基づく自衛隊がオーストラリア軍隊に対して役務の提供を行う場合</p>

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

七〇十五 (略)

七 自衛隊法第百条の十に基づく自衛隊が英国軍隊に対して役務の提供を行う場合

八 自衛隊法第百条の十二に基づく自衛隊がフランス軍隊に対して役務の提供を行う場合

九 自衛隊法第百条の十四に基づく自衛隊がカナダ軍隊に対して役務の提供を行う場合

十 自衛隊法第百条の十六に基づく自衛隊がインド軍隊に対して役務の提供を行う場合

十一 自衛隊法第百条の十八に基づく自衛隊がドイツ軍隊に対して役務の提供を行う場合

七〇二十 (略)

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 令和七年経済産業省告示第五十九号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合の一部を改正する件）の一部を次のように改正する。

表を次のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）<u>第九条第二項第七号ハ及び第八号ハの規定に基づき、</u>経済産業大臣が告示で</p>	<p>貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）<u>第九条第一項第三号の二ハ及び第四号ハの規定に基づき、</u>経済産業大臣が告</p>

定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令

(昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。)別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合を次のように定める。

貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成十年通商産業省令第八号)第九条第二項第七号ハ及び第八号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(輸出令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除

示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合を次のように定め、平成二十年十一月一日から施行する。

貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成十年通商産業省令第八号)第九条第二項第七号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(同令第四条第一項第一号イにおいて定め

く。以下同じ。)の開発、製造又は使用(以下単に「開発等」という。)のために利用されるおそれがある場合は、第一号から第三号までに掲げるときとする。ただし、別表一に掲げる場合はこの限りでない。

る核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。)の開発、製造又は使用(以下単に「開発等」という。)のために利用されるおそれがある場合は、その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。)において、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨当

該取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。

(新設)

一 その取引に関する契約書若しくは取引を行うお
うとする者が入手した文書、図画若しくは電磁
的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の
知覚によっては認識することができない方式で
作られた記録をいう。以下これらを総称して単
に「文書等」という。）において、当該技術が
輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の
開発等のために用いられることとなる旨記載さ
れ、若しくは記録されているとき、又は取引を

行おうとする者が、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨当該取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人（以下「相手方等」という。）から連絡を受けたとき。

二 その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書等のうち別表二に掲げるものにおいて、当該技術を利用する者が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等を行う旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術を利用する者が同欄に掲げる貨物の開発等を行う旨相手方等から連絡を受けたとき（当該技

（新設）

術の用途並びに取引の条件及び態様から、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等以外のために用いられることが明らかなきを除く。）。

三 その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書等のうち別表二に掲げるものにおいて、当該技術を利用する者が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等を行った旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術を利用する者が同欄に掲げる貨物の開発等を行った旨相手方等から連絡を受けたとき（当該技術の用途並びに取引の条件及び態様から、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等以外のた

（新設）

めに用いられることが明らかなきを除く。

(削る)

(削る)

一 当該技術を用いて開発等される別表に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、取引を行おうとする者が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨当該取引の相手方若しくは当該技術を利用する者又はこれらの代理人から連絡を受けている場合

二 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)

第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護措置
(同活動に付随して防衛省設置法(昭和二十九

(削る)

年法律第百六十四号) 第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。) の用に供するために役務の提供を行う場合

三 自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人等の輸送 (同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。) の用に供するために役務の提供を行う場合

(削る)

四 自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送 (同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。) の用に供するために役務の提供を行う場合

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

五 自衛隊法第百条の六に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して役務の提供を行う場合

六 自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊が締約国の軍隊に対して役務の提供を行う場合

七 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく国際緊急援助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

八 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）に基づく国際平和協力業務（同活動に付随して防衛省設置

(削る)

法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために役務の提供を行う場合

九 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)に基づき後方支援活動及び捜索救助活動(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために役務の提供を行う場合

(削る)

十 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第四百四十五号)に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴

(削る)

う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するため、に役務の提供を行う場合

十一 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）に基づく自衛隊による行動関連措置として役務の提供を行う場合

(削る)

十二 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために役務の提供を行う場合

(削る)

十三 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関

(削る)

する法律（平成二十一年法律第五十五号）に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動（当該海賊対処行動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

十四 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）に基づく協力支援活動及び搜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

(削る)

別表一

一 当該技術を用いて開発等される次に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、取引を行うおととする者が次に掲げる貨物がこれらの用に供される旨 相手方等から連絡を受けている

十五 令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東

地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために役務の提供を行う場合

別表

(新設)

場合

イ (略)

(1) ・ (2) (略)

ロ・ハ (略)

二 自衛隊法 (昭和二十九年法律第百六十五

号) 第八十四条の三に基づく在外邦人等の保

護措置 (同活動に付随して防衛省設置法 (昭

和二十九年法律第百六十四号) 第四条第一項

第九号に基づき実施される事前の訓練を含ま

む。) の用に供するため役務の提供を行う

場合

三 自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人

等の輸送 (同活動に付随して防衛省設置法第

一 (略)

1・2 (略)

二・三 (略)

(新設)

(新設)

四 条 第 一 項 第 九 号 に 基 づ き 実 施 さ れ る 事 前 の 訓 練 を 含 む 。) の 用 に 供 す る た め に 役 務 の 提 供 を 行 う 場 合

四 自 衛 隊 法 第 百 条 の 五 に 基 づ く 国 賓 等 の 輸 送 (同 活 動 に 付 随 し て 防 衛 省 設 置 法 第 四 条 第 一 項 第 九 号 に 基 づ き 実 施 さ れ る 事 前 の 訓 練 を 含 む 。) の 用 に 供 す る た め に 役 務 の 提 供 を 行 う 場 合

五 自 衛 隊 法 第 百 条 の 六 に 基 づ く 自 衛 隊 が ア メ リ カ 合 衆 国 軍 隊 に 対 し て 役 務 の 提 供 を 行 う 場 合

六 自 衛 隊 法 第 百 条 の 八 に 基 づ く 自 衛 隊 が 締 約 国 の 軍 隊 に 対 し て 役 務 の 提 供 を 行 う 場 合

(新設)

(新設)

(新設)

七 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく国際緊急援助活動（同活動に付随して防衛省設置法第 四 条 第 一 項 第 九 号 に 基 づ き 実 施 さ れ る 事 前 の 訓 練 を 含 む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

（新設）

八 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）に基づく国際平和協力業務（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

（新設）

九 重要影響事態に際して我が国の平和及び安

（新設）

全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）に基づく後方支援活動及び搜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

十 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百四十五号）に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために役務の提供を行う場合

十一 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が

（新設）

（新設）

国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）に基づく自衛隊による行動
関連措置として役務の提供を行う場合

十二 武力攻撃事態及び存立危機事態における
外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律
（平成十六年法律第百十六号）に基づく停船
検査又は回航措置の用に供するために役務の
提供を行う場合

十三 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に
関する法律（平成二十一年法律第五十五号）
に基づく海上保安庁による海賊行為への対処
及び自衛隊の部隊による海賊対処行動（当該
海賊対処行動に付随して防衛省設置法第四条

（新設）

（新設）

第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために役務の提供を行う場合

十四 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）に基づく協力支援活動及び搜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

十五 令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関

（新設）

（新設）

する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するため、役務の提供を行う場合

別表二

- 一 その取引に関し、相手方等から入手したパ
ンフレット又は最終製品のカタログ及びその
他の取引を行おうとする者が入手した文書等
- 二 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百
七十八号）第四条第一項第三号イ若しくはハ
又は第四号イ若しくはハに規定する核兵器等
の開発等若しくは同令別表第一の一の項の中
欄に掲げる貨物の開発等の動向に関し、経済

（新設）

産業省が作成した文書等

三 前二号に掲げるもののほか、その取引に際して、取引を行おうとする者がその内容を確認した文書等